

だて地域生活支援センター施設整備
公募型プロポーザル実施に係る手続きの公示

だて地域生活支援センター施設整備公募型プロポーザルに関して次のとおり公示する。

平成30年 2月10日

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
理事長 吉田 洋一

1 目的

だて地域生活支援センターが運営しているグループホームには、350名ほどの知的障がいのある利用者を地域の中で支援していますが、その内の2割ほどの利用者が65歳を超えています。今後、ますます身体的な介護が必要とされる対象者が増えることも想定されるため、車イスに対応する仕様や機械浴槽などの設備を備えた重度・高齢化支援に特化したグループホームの新設を目指します。

また、その他の事業に関しても、宿泊型自立訓練事業で使用している建物が老朽化などから移転改築を行うことに併せ、今後、福祉サービスは障がい者の就労支援の期待が高まっていることも踏まえた就労継続支援B型事業所の開設や、地域の中で障がいのある方々を支援している相談事業所など複合的な機能が集まった施設整備を目指しています。

その設計にあたって、同一敷地内でそれぞれの施設機能を十分に発揮できる創造性や技術力が求められることから、今回の施設整備に関して、公平性と透明性が図られた公募型プロポーザル方式により、この趣旨を理解した優れた設計者を選定することとします。

2 一般事項

(1) 名称

だて地域生活支援センター施設整備公募型プロポーザル

(2) 主催者

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団

(3) 本プロポーザルの主旨

本プロポーザルは、具体的な設計案を求めるものではなく、設計候補者の特定に必要な技術提案書の提出を求める。

(4) 選定及び提案方式

本プロポーザルは、参加表明者を2段階の審査等により特定する方式とする。

(5) 担当事務局

〒060-0042

札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団事務局 (担当：松本)

電話 (011) 271-5531 FAX (011) 271-5539

3 参加資格

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 平成29年度の北海道が作成した競争入札参加資格名簿（建築設計関係）に登録され、かつ、北海道内に本店もしくは支店を有していること。
- (3) 北海道が定める競争入札参加資格指名停止事務処理要領の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、すでにその停止の期間を経過していること。
- (4) 道税、消費税又は地方消費税の滞納をしていない者であること。
- (5) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (6) 当該業務に係る担当技術者（施設整備する建物ごとに担当技術者を選任する場合は各担当技術者も含む）は、1級建築士として10年以上の実務経験を有すること。
- (7) 当該業務に係る担当技術者は、契約期間中（契約後から工事監理が完了するまでの期間）は、北海道内の本店または支店に在籍すること。
また、担当技術者は、病気、死亡、予期せぬ退職等のやむを得ない理由以外の変更は認めないこととし、やむを得ず変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を相互の協議の上、選任すること。
- (8) 当法人が設置するプロポーザル選定委員会の委員及び家族、これらが主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者、委員が大学に所属する場合において、その研究室に所属する者でないこと。

4 選定の方法

(1) 第一次審査

提出された参加表明書等の「だて地域生活支援センター施設整備設計公募型プロポーザルにおける設計者等選定審査及び評価基準」（以下「評価基準」という。）による審査により、参加要請者を5者程度選定する。

(2) 第二次審査

参加要請者より提出された技術提案書の「評価基準」による審査及びヒアリングにより、特定者を決定する。

5 選定委員会

特定までにかかわる審査は、「だて地域生活支援センター施設整備に関するプロポーザル選定委員会設置要領」で設置された、下記の委員による選定委員会にて行う。

委員	吉田 洋一（北海道社会福祉事業団理事長）
	安藤 淳一（星槎道都大学美術学部建築学科学部長）
	大垣 勲男（（社福）伊達コスモス21常務理事）
	森脇 宏（（社福）藤の園常務理事）
	内海 敏江（北海道社会福祉事業団専務理事）
	松浦 哲夫（北海道社会福祉事業団太陽の園総合施設長）
	菊池 禮子（北海道社会福祉事業団だて地域生活支援センター所長）

5 手続き

- (1) プロポーザル参加説明書等の資料については、3の参加資格の要件に該当する者に限り、担当事務局にて直接交付する。なお、資料を受け取りに来所する者は、会社概要を持参するとともに、その他の資格についても口頭での回答ができる者とする。
- (2) 担当事務局
2の(5)と同じ
- (3) プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付
 - ア 交付資料
プロポーザル参加説明書等
 - イ 交付期間
平成30年2月13日(火)から平成30年2月20日(火)まで
 - ウ 交付場所
2の(5)と同じ
- (4) 参加表明書の提出
 - ア 提出期限
平成30年3月5日(月)午後5時00分まで
 - イ 提出場所
2の(5)と同じ
 - ウ 提出方法
持参とする。
- (5) 参加要請者の決定及び通知(第一次審査)
 - ア だて地域生活支援センター施設整備に関するプロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)は、参加表明者から4の(1)により、参加要請者を決定する。
 - イ 選定委員会は、アの決定をしたものに対し、技術提案書の提出を要請するものとし、技術提案書の提出を要請しない非参加要請者についても、書面によりその旨を通知する。
 - ウ 決定を受けた参加要請者の技術提案書の提出についての意思確認は、参加表明書をもって意思確認を行ったものとみなす。
- (6) 技術提案書の提出
 - ア 提出期限
平成30年4月23日(月)午後5時00分まで
 - イ 提出場所
2の(5)と同じ
 - ウ 提出方法
持参とする。
- (7) 第二次審査による特定
 - ア 委員会は、第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、技術提案書の審査及びヒアリング(ヒアリングの詳細は、参加要請者に別途通知する。)を実施し、特定者を決定する。
 - イ 特定を受けた者及び特定されなかった非特定者についても、書面によりその旨を通知する。

6 審査基準の概要

「だて地域生活支援センター施設整備に係る公募型プロポーザル（技術提案）方式による設計者等選定審査及び評価基準の概要」のとおりとする。

7 審査結果の通知

(1) 第一次審査

平成30年3月13日（火）

(2) 第二次審査

平成30年5月 1日（火）

8 契約書の締結

委員会で決定した特定者に対し、その特定者が技術提案書を提出した際に提示した額をもって契約することとする。

なお、その提示された金額に変更が生じる場合には、双方協議の上、合意された場合にはその額をもって契約を締結することができることとする。

9 その他

(1) 言語及び通貨

言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(2) 契約書作成の要否

必要とする。

(3) 照会窓口

2の(5)と同じ

(4) 詳細はプロポーザル参加説明書による。